

長野地区維持作業請負契約書（案）

- 1 作 業 名 長野地区維持作業
- 2 契 約 金 額 ¥一
(内取引に係る消費税及び地方税の額 ¥一)
- 3 作 業 場 所 長野県長野市、上水内郡信濃町

戸隠、黒姫森林事務所管内林道等
- 4 作 業 内 容 長野地区維持作業仕様書のとおり。
- 5 契 約 期 間 契約締結日の翌日から
令和 7 年 9 月 18 日まで
- 6 契約保証金 免除する。

上記、作業について、発注者 分任支出負担行為担当官 北信森林管理署長 林 満（以下「甲」という。）と受注者 ○○ ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、以下の契約条件により本契約を締結し信義に従って、これを誠実に履行する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者双方記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 住 所 長野県飯山市大字飯山 1090-1
氏 名 分任支出負担行為担当官
北信森林管理署長 林 満

受注者（乙） 住 所
氏 名

条 件

- (総則)
- 第1条 乙は、別紙維持作業施工管理基準及び維持作業仕様書に基づき、誠実に維持作業を行わなければならない。
- 2 乙は、頭書の作業を履行するため、この契約に定められた期間内に、甲の命じた職員（以下監督職員という。）の指示に従い、作業を安全かつ能率的に完了するものとする。
- (諸経費)
- 第2条 この契約に係わる使用機械の機械損料、運搬費、人件費、燃料費、修繕費、保険料、現場管理費、一般管理費その他作業に必要な一切の経費は乙の負担とし、契約金額に含まれるものとする。
- (安全管理)
- 第3条 乙は、作業を実施するに当たって、労働安全衛生に関する法令及び通達に示す指導事項を遵守しなければならない。
- (監督職員)
- 第4条 甲は、監督職員を選任し乙に通知するものとする。
- 2 監督職員は、この契約書に定められた職務のほか次のことを行うものとする。
- (1) 作業の実行にあたり、立会又は必要な監督及び指示を与えること。
- (契約の変更)
- 第5条 契約路線及び延長は変更することがある。
- (損害賠償)
- 第6条 契約期間中に生じた労働災害及び機械の損傷等による損害は、すべて乙の負担とする。
ただし、甲の責による事故のため生じた損害は甲が賠償するものとし、損害額は甲乙協議して定めるものとする。
- 2 乙は、乙又は乙の使用人が国有林野又はその産物に損害を与えたときは、甲の認定に従い指定した期間内にその損害を賠償するものとする。
- 3 乙は、作業実行に関して第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。
- (検査)
- 第7条 甲は、作業が完了したときは、甲の指定した職員（検査職員）により遅滞なく検査を実施しなければならない。
- 2 検査職員は、原則として、作業記録写真等によって行うものとする。
- (権利義務の譲渡等)
- 第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。
- (一括委任又は一括下請負の禁止)
- 第9条 乙は、この契約の履行について、全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (契約の解除)
- 第10条 甲乙双方は、相手方に正当な理由なく契約不履行等があった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合、乙の責に帰するものについては、契約予定総金額の10分の1に相当する金額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙は、前項の違約金を甲の指定する期日までに納付しないときは、その期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該違約金に対し民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した遅延違約金を甲に支払わなければならない。
- 4 甲の責に帰するものについては、乙は損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求できるものとし、その賠償額については甲乙協議して決定するものとする。
- 5 第1項の規定により契約を解除した場合において、作業完了が確認されている路線及び数量については解除の効力が及ばず、甲は乙に代金相当額を支払うものとする。

- (談合等の不正行為に係わる解除)
- 第11条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。
- (談合等の不正行為に係わる違約金)
- 第12条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、「予定総額(支払総額が確定していない場合は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額)」の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の「予定総額(支払総額が確定していない場合は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額)」の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- (支払い)
- 第13条 乙は、第7条の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、乙の提出する支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払わなければならない。
 - 3 甲の責に帰すべき事由により、甲がこの契約に基づく第13条第3項の規定による契約代金を指定の期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額にその翌日から起算して支払いを行う日までの日数に応じ、当該未払代金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を、乙は甲に請求することができる。ただし、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであるときは遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- (支払い金額との相殺)
- 第14条 本契約に基づき、乙が甲に対して納付すべき違約金等がある場合は、甲からの支払い金額と相殺することができる。
- (契約に関する紛争の解決)
- 第15条 この契約に関して甲乙両者に紛争を生じ、協議が整わないときは、第三者に調停を依頼するものとする。
- (仕様)
- 第16条 この契約に関する仕様は、別に定める林道維持作業仕様書によるものとする。
- (特約条項)
- 第17条 この契約に関する特約条項は、別紙によるものとする。
- (契約外事項)
- 第18条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

暴力団排除に関する特約条項

- (属性要件に基づく契約解除)
- 第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしてい
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)
- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)
- 第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。
- (再請負契約等に関する契約解除)
- 第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
- (損害賠償)
- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- (不当介入に関する通報・報告)
- 第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする

林道維持作業施工管理基準

1 目的

この基準は、林道維持作業の施工について契約書類に定められた作業期間、目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2 管理の項目及び方法

(1) 施工管理の内容

項 目	種 目	内 容
工 程 管 理	作業の進行管理	作業工程表を作成し、これに基づき作業を適期に施工するとともに、作業が契約期間内に完成するよう管理する。
	作業経過の記録	作業日報に作業の経過、指示、承諾、協議事項等を記録する。
出来形管理	出来形数量の計算	出来形野帳等に基づき、出来形数量を算出する。
写 真 管 理	作業写真の撮影及び編集	着手から完成までの作業経過、出来形、品質管理の実施状況、災害の状況等の写真を撮影し編集する。

(2) 工程管理

1) 作業の進行管理

ア 作業の進行管理は、工程表に基づき適正に管理しなければならない。

イ 作業工程表の作成に当たっては、作業が適期に施工できるよう十分に検討しなければならない。なお、計画と実行に著しい差異が生じた場合は、その対策を講じて変更作業工程表を作成しなければならない。

2) 作業経過の記録

作業の進行管理の資料とするため、着工から完成までの日々について、天候、作業内容、機械稼働、出役人員、概略の出来形数量、作業事項などを記入した作業日報等を作成しなければならない。

(3) 出来形管理

1) 出来形数量の計算

出来形数量の計算は、出来形野帳等に基づき所定の様式により実施するものとする。

(4) 写真管理

1) 作業写真の分類

作業写真は、次のように分類する。

- | | | |
|------|---|-------------|
| 作業写真 | — | 着工前及び完成写真 |
| | — | 作業状況写真 |
| | — | 安全管理写真 |
| | — | その他（災害、環境等） |

2) 作業写真の撮影

ア 作業写真については、作業の状況が判明できるよう時期を逸せず、適切かつ正確に撮影

するものとする。また、路線ごとの撮影箇所は次の通りとする。

作 業 種	撮 影 箇 所
路 肩 整 備 工	施工箇所の始点、500mごと、終点

イ 撮影に当たっては、原則として次の項目を記載した小黒板、標尺等を被写体として共に写し込むものとする。

- | | |
|---------|--------------|
| ① 作業年月日 | ④ 路線名 |
| ② 作業名 | ⑤ 測点（位置） |
| ③ 作業項目 | ⑥ その他参考となる事項 |

3) 写真の色彩

写真は原則としてカラーとする。

4) 写真の大きさ

写真の大きさは、原則としてサービスサイズ（約7.6×11.2cm）とする。

ただし、監督員が指示するものは別サイズとする。

5) 写真の整理方法

作業写真は、工種別に整理するものとする。

6) 作業写真帳の大きさ

作業写真は、A4判を標準とする。

7) 作業写真帳の提出

作業写真帳の提出は、次によるものとする。

ア 作業写真帳は、作業完成時に1部提出する。

イ 監督員が特に指示する写真については、指示する時期に指示する部数を提出する。

林道維持作業仕様書

第1 一般

- (1) この仕様書は、林道維持作業に適用するものとする。
- (2) 作業の着手にあたっては監督員と十分打ち合わせを行い、この作業の仕様はもとより当該路線の状況、周辺での作業者の有無及び車両の入林状況等について、事前に把握して実施するものとする。

第2 路肩整備工

- (1) 路肩整備工の区間、延長、刈幅は、作業内容説明書に示すところによるものとする。
- (2) 路肩から雑草、笹、灌木等を地際より刈払うとともに、車両通行に支障となる障害物等は路面外に除去するものとする。
- (3) 見通しの悪い曲線区間等は障害物の除去を行い、安全視距の確保等の措置を講ずるものとする。
- (4) 標準刈払い幅内にある残存立木等の処理は、監督員の指示によるものとする。
- (5) 作業が完了したときは、路線ごとに監督員の検査を受けるものとする。

第3 安全対策

- (1) 作業開始に当たり、当日の作業現場起点付近に「作業中」の標識等を設置し、通行車両に注意を喚起する措置を講ずるものとする。
- (2) 当該路線の法面、路肩、路面及び周辺等で危険な状態を発見した場合は、作業を一時中止する等により安全を確保するとともに、監督員に通報し指示を受けるものとする。
- (3) 作業中、他の車両と交差する場合は、一時停止又は徐行する等、安全の確保に努めるものとする。
- (4) 作業中は必ず作業灯を点灯し、林道内は安全速度で走行するものとする。

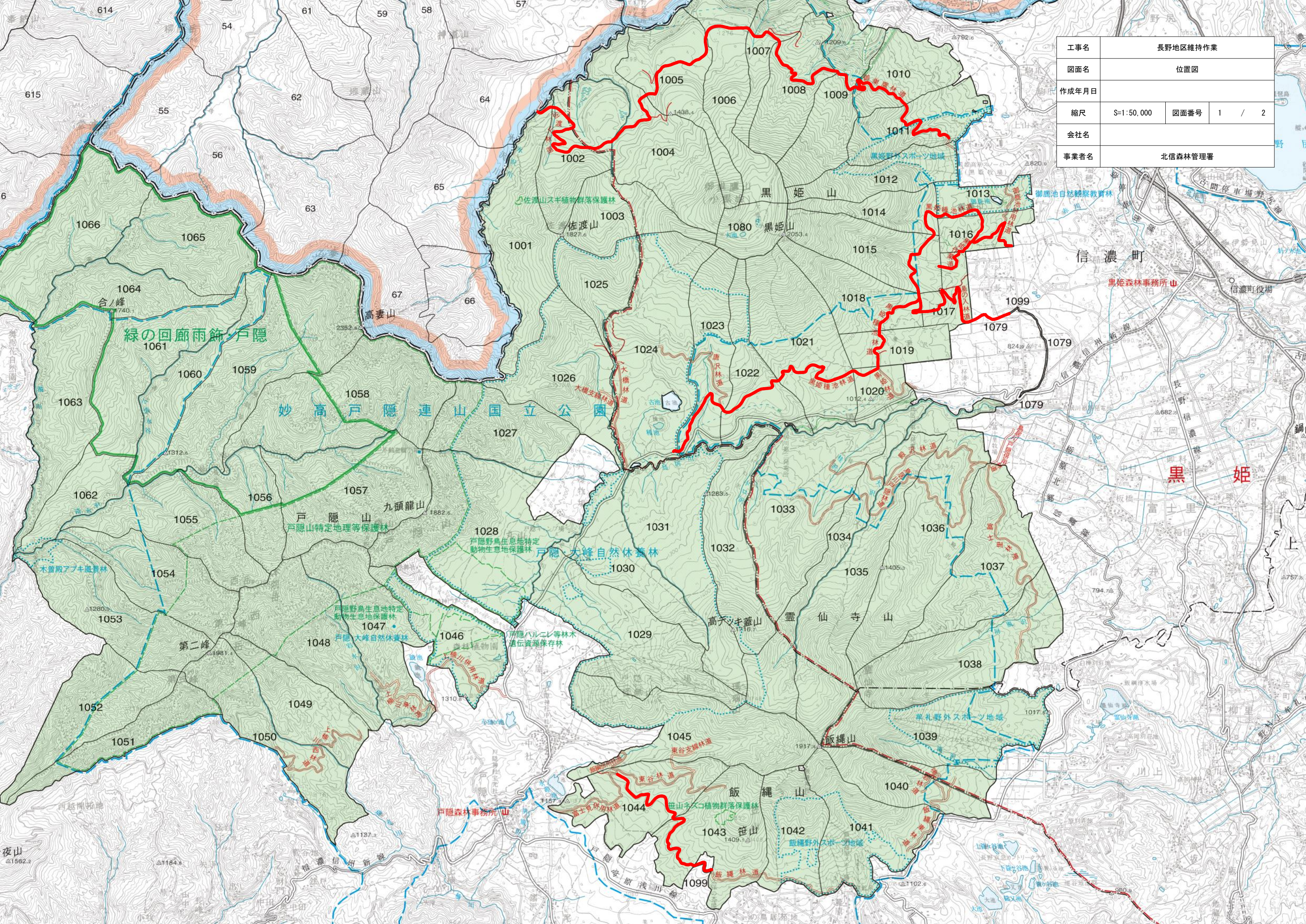
*間接経費は森林整備(B)を適用とする。

作 業 内 容 説 明 書

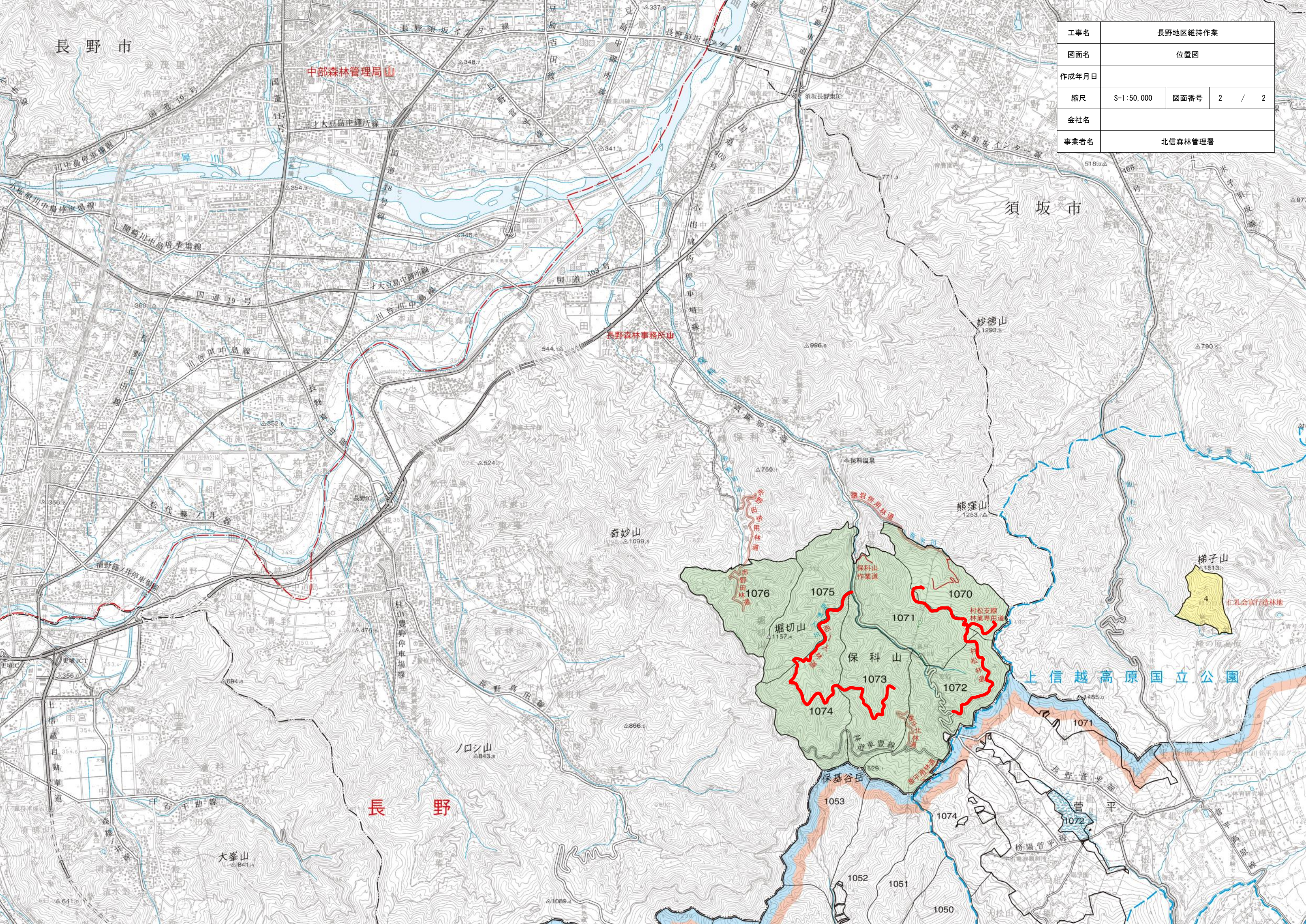
路肩整備工

刈幅は1.5mを標準とする。

林道	数量	単位	備考
御巢鷹	12.9	km	黒姫
黒姫種池	11.3	km	黒姫
湯の入	3.3	km	黒姫
黒姫支線	1.0	km	黒姫
飯縄	3.9	km	戸隠
村松	4.0	km	戸隠
村松支線	0.7	km	戸隠
西ノ入	6.2	km	戸隠
合計	43.3	km	



工事名	長野地区維持作業		
図面名	位置図		
作成年月日			
縮尺	S=1:50,000	図面番号	1 / 2
会社名			
事業者名	北信森林管理署		



工事名	長野地区維持作業		
図面名	位置図		
作成年月日			
縮尺	S=1:50,000	図面番号	2 / 2
会社名			
事業者名	北信森林管理署		